

ケミトックス環境ニュース (Vol. 47)

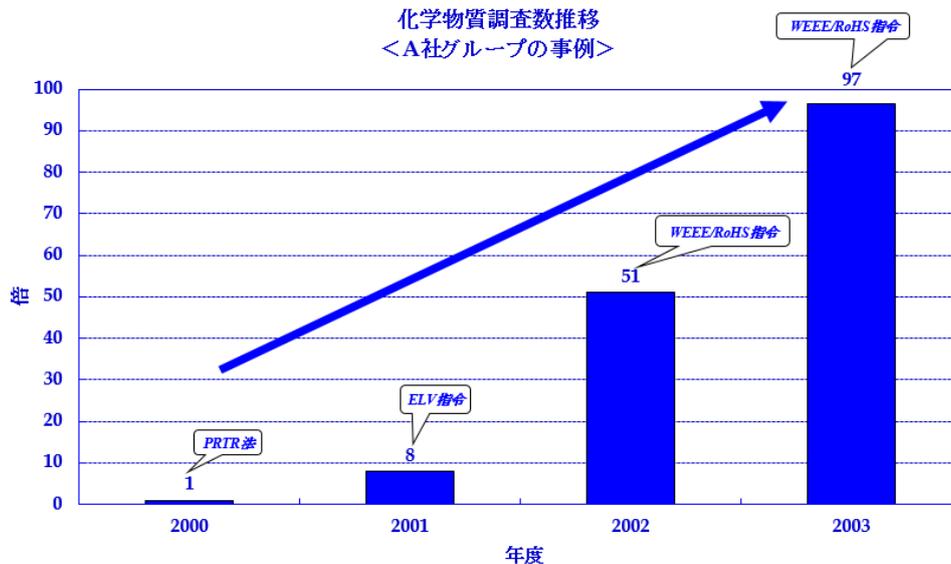
2016年11月8日
株式会社ケミトックス
住田智希
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

化学物質伝達スキームの統合

EU の RoHS 指令が施行されたことによって、化学物質管理が重要となり、元々、RoHS 指令は電気・電子機器を対象として適用されたために多くのセットメーカーから化学物質管理に必要なデータ要求が 2000 年代になって増加した背景があります。

川下企業から川上企業に対して情報開示の要求がくるようになりました、図 1 は、2000 年～2003 年までの化学物質調査の依頼数を、2000 年を基準にして比較したものです。RoHS 指令に対応するために日本の電気・電子機器メーカーの川下企業から川上企業や川中企業に対して、調査依頼が出されたことに端を発します。



2000 年を基準にして比較すると 2003 年には 97 倍の調査依頼件数となっています。多い時には、その要求も数十件におよび、各社異なる様式での調査票が飛び交う形となりました。そこで、少しでも効率化できるようにとの背景から様式の統一を図ることが検討されました。

JEITA の中にグリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI=Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative) が発足し、JEITA の会員でなくても JGPSSI に参加が出来、欧米を含めて 3 極のガイドライン (JIG=Joint Industry Guide) としてまとめられました。JGPSSI は欧州連合の RoHS (特定有害物質規制) 対応を目的に設立された経緯があり、法規制に該当する物質に絞って伝達する仕組みになっていました。

その後、RoHS 指令のみならず REACH 規則の施行が迫ってきたことから、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) で、主に REACH に関連する案件について協議することになりました。JAMP は Japan Article Management Promotion consortium の略で、旭化成、三菱化学、富士フィルム、松下電器、東芝、日立製作所、日本自動車工業会など 70 以上の企業・団体が参加する協議会で、化学物質管理の共通フォーマットを作成するために設立されました。JAMP はできるだけ多くの情報を収集することを狙いとしており、対象物質は広範囲にわたっています。

RoHS 指令、REACH 規則などの規制によって、製品含有化学物質規制の実施国・対象物質範囲は拡大しつつあり、サプライチェーンにわたる使用化学物質報告の仕組みを各企業・団体ごとに構築するとしたら、複数のスキームが存在し、多重投資・運用コスト高になってしまうという問題が一方で発生し、頭の痛い問題でした。また、独自基準にすると国際競争力の低下の原因の一つともなると考え、2013 年から業界関係者を集めて標準化の議論が開始されました。そこで、経済産業省が主導して開発を進めてきた民間用の共用情報伝達スキームとして構築したのが「ケムシェルパ (chemSHERPA)」です。ChemSHERPA は、Chemical information Sharing and Exchange under Reporting Partnership in supply chain の略に由来し、登山時の案内役や荷物運搬を担うシェルパ (sherpa) に、化学を意味する chem を付けた造語で、製品含有化学物質の情報伝達を託す意味を込めて” chemSHERPA” となったものです。2015 年 10 月より運用開始し、検証を踏まえて、データ作成支援ツールの正規版をリリースしてケムシェルパの本格運用が 2016 年 4 月からスタートしましたので、ここでケムシェルパについて紹介しましょう。

キヤノン、ソニー、シャープ、富士通、沖電気工業、パナソニック、日本電気といった電気・電子機器企業が、4 月より試行開始を表明し、サプライヤーからの報告もこのシステムを使って行われるようになります。ケムシェルパの普及は、情報の提供側と受領側の双方の負担軽減に資することで開発されました。ケムシェルパは、開発当初から、日本標準だけでなく国際標準 (デジュール・スタンダード) となることを目指し、IEC、IPC 等の国際的な枠組と連携して活動しています。アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が 2016 年 4 月に” chemSHERPA” の運営組織となり、経済産業省は、2018 年 3 月末までの 2 年間の移行期間として、順次 ケムシェルパの利用を進めていく方針で進めています。これに合わせ、JAMP の現行スキームにおける物質リストの更新は 2017 年度をもって終了する方針となっており、今後、各企業ではケムシェルパの利用が促進されると予想されます。

なお、ケムシェルパは広く使って普及させるため、データ作成支援ツールの利用は無償となっています。

欧米の規制・基準を取り込んだケムシェルパ用のデータ作成支援ツールは、製品に含まれる化学物質名と含有量を書き込んで取引先に提供する、いわば記入シートです。パソコン上での入力画面は JAMP のシート「AIS」 (Article Informaion Sheet) に近い様式となっています。日本の化学物質審査規制法、EU 規制 (ELV=自動車業界の規制、RoHS=電機・電子、REACH=全業界共通)、国連の POPs=全業界共通、米国の有害物質規制法 (TSCA)、自動車業界の世界的自主基準 GADSL、電気・電子業界の国際標準 IEC62474 等の対象物質が対象となります。AIS の対象物質とかなり重なりますが、AIS にあった日本の労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法は外れ、TSCA が加わり、欧米の規制と基準を取り込んだグローバル型となっている点です。JGPSSI よりも対象物質は増えますが、伝える基準重量比 0.1%以上の含有量にし、それ未満なら伝達しなくてよいことになっています。

また、新ツールには、法規制への適合を記述する「遵法判断情報」の項目があり、IEC62474 のリストにある物質に絞って適合・不適合を入力します。JAMP の AIS と GPSS 方式で蓄積したデータをケムシェルパ用書き換えるコンバーター機能が新ツールに搭載されています。経済産業省は 2018 年にケムシェルパへの完全移行を目指しており、2017 年半ばにコンバーターを停止する予定となっています。

<参考資料>

<https://chemsherpa.net/>

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/160301chemSHERPA.html